

第8 税制の状況

- 1 令和元年度税制改正の概要 …………… 139
- 2 令和元年度の県税の概要 …………… 144

1 令和元年度税制改正の概要

出典：財務省ホームページ令和元年度税制改正の解説より

	改 正 点
1 個人住民税	<p>(1) ふるさと納税制度について、総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定することその他所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体</p> <p>② (①の地方団体で) 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること。 ・返礼品を地場産品とすること。 <p>(2) 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずることとされました。</p> <p>① 所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11年目～13年目）において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除すること。</p> <p>② 個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすること。</p> <p>(3) 子どもの貧困に対応するため、次の措置を講ずることとされました。</p> <p>① 事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親（以下「単身児童扶養者」といいます。）に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずること。</p> <p>② 個人住民税に関する申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、これらの申告書にその旨を記載すること。</p> <p>③ 市町村が情報提供ネットワークシステムを使用して、児童扶養手当関係情報の提供を求めることができるものとする。</p> <p>(4) 口座管理機関及び振替機関は、証券口座に係る顧客の情報を個人番号又は法人番号により検索することができる状態で管理しなければならないものとする。</p> <p>(5) 確定申告書の記載事項の見直しに伴い、所得税の確定申告において、所得控除の合計額の記載によることとした場合には、住民税申告書においても合計額の記載によることとされました。</p>
2 地方法人課税	<p>(1) 特別法人事業税（国税）の創設に併せて、法人事業税の税率を引き下げることその他所要の措置が講じられることとなりました。</p> <p>(2) 旧一般電気事業者等が法的に分社化した後、新たに設立された発電・一般送配電・小売事業者間（グループ会社間）で行われる取引について、分社化に伴い発生する電気の供給に関連する取引に係る収入のうち、電気の安定的な供給</p>

改 正 点													
2 地 方 法 人 課 税	<p>のため必要な取引に関しては、5年に限り、当該取引に係る収入について課税標準である収入金額から控除することとされました。</p> <p>(3) 次の法人に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで5年延長することとされました。</p> <p>① 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社</p> <p>② 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行</p> <p>③ 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社</p> <p>④ 中部国際空港株式会社</p> <p>⑤ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者</p> <p>⑥ 東京湾横断道路株式会社</p> <p>⑦ 株式会社地域経済活性化支援機構</p> <p>(4) ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置について、その適用期限を令和4年3月31日まで3年延長することとされました。</p> <p>(5) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものの事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税とする等の所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(6) 東京オリンピック競技大会等の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人が行う当該大会関連の事業に対して、当該外国法人の平成31年4月1日から令和2年12月31日までの間に開始する各事業年度に限り、非課税とする等の所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(7) 国税の平成30年度税制改正と同様、地方税においても、申告書等の電子的方法による提出が困難な場合に、電子的提出の義務を解除する等の措置を講ずることとされました。</p>												
3 車 体 課 税	<p>(1) 自動車税の種別割の税率引下げ（恒久減税）</p> <p>① 令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げることとされました。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>税率区分</th> <th>～1,000cc 以下</th> <th>1,000cc超 1,500cc以下</th> <th>1,500cc 超 2,000cc 以下</th> <th>2,000cc 超 2,500cc 以下</th> <th>2,500cc 超～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引下げ幅</td> <td>▲4,500円</td> <td>▲4,000円</td> <td>▲3,500円</td> <td>▲1,500円</td> <td>▲1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自家用乗用車の税率は従前と同じ税率とされました。</p> <p>(2) 地方税財源の確保等</p> <p>① 自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分が見直されました（令和元年10月1日施行）。</p> <p>② 自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適</p>	税率区分	～1,000cc 以下	1,000cc超 1,500cc以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超～	引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円
税率区分	～1,000cc 以下	1,000cc超 1,500cc以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超～								
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円								

		改 正 点																			
3 車 体 課 税	<p>用対象を、電気自動車等に限定することとされました。ただし、現行制度を2年間延長した上で、令和3年4月1日以後に初回新規登録等を受けた自家用乗用車から適用することとされました。</p> <p>③ 乗用車（登録車及び軽自動車）及びトラック・バスに係るエコカー減税（自動車取得税）の軽減割合等が見直されました（平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間の措置）。</p> <p>④ 自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで国税から地方税への税源移譲を行い、都道府県自動車重量譲与税制度を創設することとされました（平成31年4月1日から順次施行）。</p> <p>⑤ 令和16年度から、揮発油税から地方揮発油税への税源移譲に伴い、地方揮発油譲与税（都道府県分）を増額することとされました。</p> <p>⑥ 自動車税環境性能割交付金に係る交付率を令和元年度から令和3年度までの間は47%、令和4年度以降は43%に見直すこととされました（改正前：65%）。</p> <p>(3) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減することとされました。</p>																				
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>〔登録車〕</caption> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>〔軽自動車〕</caption> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	3.0%	2.0%	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	<p>(4) 特例措置の延長等</p> <p>① バリアフリー性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について特例の対象に貸切バス事業者がノンステップバス及びリフト付きバスを取得した場合を加えた上、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>② 都道府県の条例に定める路線を運行する乗合用バス車両に係る非課税措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>③ 先進安全技術を搭載したバス・トラックに係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>④ 被災自動車の代替自動車として取得した自動車に係る特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p>	
税率	臨時的軽減																				
非課税	非課税																				
1.0%	非課税																				
2.0%	1.0%																				
3.0%	2.0%																				
税率	臨時的軽減																				
非課税	非課税																				
1.0%	非課税																				
2.0%	1.0%																				
4 狩 猟 税	<p>対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで5年延長することとされました。</p>																				

	改 正 点
5 不 動 産 取 得 税	<p>(1) 税負担軽減措置の創設・拡充</p> <p>① 農地利用集積円滑化団体から農地中間管理機構が承継した農地等に係る非課税措置が創設されました。</p> <p>② 帰還環境整備推進法人が福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備事業計画に基づき取得した一定の土地に係る課税標準について、当該土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する特例措置を講ずることとされました。</p> <p>③ 帰還困難区域等における不動産取得税納税猶予等の特例措置について、特例適用農地等に係る代替農地等の取得期限を当該特例適用農地等の所在する市町村内の避難解除指示区域に係る避難指示の全てが解除された日から5年（改正前：譲渡があった日から1年）を経過する日に拡充することとされました。</p> <p>④ 買取再販事業者が取得する不動産に係る税額の減額措置について、対象工事に改修後の住宅全体の省エネ性能が断熱等性能等級4等となるものを加えた上、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(2) 税負担軽減措置の延長</p> <p>① 預金保険法等に規定する協定銀行が破綻金融機関等及び破綻保険会社等からの事業譲渡等に伴い取得する不動産に係る非課税措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>② 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画により取得する農用地区域内の土地に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>③ 特例目的会社等に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>④ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑤ 公益社団法人及び公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑥ 農業共同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑦ 心身障害者を多数雇用する事業所が助成金を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで2年</p>

	改正点
5 不動産取得税	<p>延長することとされました。</p> <p>⑧ 東日本大震災による津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき取得する創設農用地換地に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑨ 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑩ 小笠原諸島への帰島に伴う課税標準の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで5年延長することとされました。</p> <p>(3) 税負担軽減措置の縮減等 特例事業者等が営む不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、小規模不動産特定共同事業者等が取得する一定の不動産を除外した上で、その適用期限を令和3年3月31日まで2年延長することとされました。</p>
6 納税環境整備等	<p>(1) 総務大臣は、eLTAX 障害発生時の申告等に係る期限を延長することができるものとする事とされました。</p> <p>(2) 地方税共同機構は、システム障害があった場合、直ちに当該理由となった事象の状況等を総務大臣に報告しなければならないこととされました。</p> <p>(3) (1)及び(2)について、特定徴収金の収納の特例の創設に係る所要の措置を講ずることとされました。</p>

2 令和元年度の県税の概要

税目	納税義務者	課税標準額等	税率	納期	
個人の県民税	均等割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………2,000円 うち、水と緑の森づくり税分500円	給与所得者（特別徴収）は毎月（給与から差し引かれる）65才以上の年金受給者（特別徴収）は偶数月の年6回（年金から差し引かれる）その他の人（普通徴収）は6月・8月・10月・1月（市町村民税と同時に納める）
	所得割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法人の県民税	均等割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分27,000円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	年額……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分40,000円			
水と緑の森づくり税					
法人税割	県内に事務所・事業所を有する法人（H26年10月1日以後開始する事業年度）	法人税額（国税）	4.0% （資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は3.2%）		
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日（毎月）	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	5%	翌月の10日（毎月）	
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	5%	翌年の1月10日	
個人の事業税	次の事業を行っている個人 第1種事業（物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など） 第2種事業（畜産業・水産業など） 第3種事業（医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など）	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% （ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%）	第1期 8月31日 第2期 11月30日 （ただし、税額10,000円以下の場合は第1期に全額納付）	
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人 （外形対象法人は平成28年4月1日以後開始する事業年度 その他の法人はH26年10月1日以後開始する事業年度）	電力会社・ガス会社・生命保険会社・損害保険会社・貿易保険会社は収入金額	0.9%	法人の県民税と同じ	
		外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	（所得割） 400万円以下の額 … 0.3% 400万円を超え800万円以下の額 …… 0.5% 800万円を超える額… 0.7% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 0.7% （付加価値割） 1.2% （資本割） 0.5%		
		普通法人は額	400万円以下の額 … 3.4% 400万円を超え800万円以下の額 …… 5.1% 800万円を超える額… 6.7% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 …… 6.7%		
		特別法人は額	400万円以下の額 ……3.4% 400万円を超える額…4.6% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……4.6%		

税 目	納 税 義 務 者		課 税 標 準 額 等	税 率	納 期	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等を行う者	消費税額（国税）	63分の17 （令和元年10月1日以後 78分の22）	国の消費税と同じ	
	貨物割	課税貨物を保税地域から引取る者				
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者		不動産の価格	3% （ただし、住宅以外の家屋の取得は4%）	納税通知書に定められた日	
県たばこ税	卸売販売業者等		売渡本数	1,000本につき 930円 （令和元年9月30日までは、旧3級品は1,000本につき656円）	翌月の末日 （毎月）	
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者		ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～500円	翌月の15日 （毎月）	
自動車税 （R元年10月1日から）	自動車の取得者		自動車の価格	営業用0～2% 自家用0～3%	自動車の登録をするとき	
※2自動車税 種別割 （R元年10月1日から）	自動車の所有者		乗用車 営業用 自家用	7,500円～40,700円 25,000円～110,000円 （令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたものは29,500円～111,000円）	5月31日	
			貨客兼用車 営業用 自家用	10,200円～21,300円 13,200円～28,500円		
			バス	営業用 一般乗合用 その他		12,000円～29,000円 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円
				自家用		
			トラック	営業用 積載量8トン以下 積載量8トンを超えるもの		6,500円～29,500円 8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算
自家用 積載量8トン以下 積載量8トンを超えるもの	8,000円～40,500円 8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算					
※2自動車税 （R元年9月30日まで）	自動車の所有者		乗用車 営業用 自家用	7,500円～40,700円 29,500円～111,000円	5月31日	
			貨客兼用車 営業用 自家用	10,200円～21,300円 13,200円～28,500円		
			バス	営業用 一般乗合用 その他		12,000円～29,000円 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円
				自家用		
			トラック	営業用 積載量8トン以下 積載量8トンを超えるもの		6,500円～29,500円 8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算
自家用 積載量8トン以下 積載量8トンを超えるもの	8,000円～40,500円 8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算					
鉦区税	県内に鉦業権をもっている者		鉦区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日	

※3 狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの	16,500 円	狩猟者の登録を受ける日
		第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	11,000 円	
		網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの	8,200 円	
		網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者	5,500 円	
		第二種銃猟免許	5,500 円	
※4 自動車取得税 (R元年9月30日まで)	自動車の取得者	自動車の価額	自家用自動車 (軽自動車を除く) 3% その他 2%	自動車の登録をするとき
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者	引取数量	1 キロリットルにつき 32,100 円	翌月の末日 (毎月)
核 燃 料 税	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	8.5%	核燃料挿入日から 2 月後の月の末日
		発電用原子炉の熱出力	1 課税期間 (3 ヶ月)につき、千 kw あたり 40,600 円※5	各課税期間の末日の翌日から 2 月以内
産 業 廃 棄 物 減 量 税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	1トン当たり 1,000 円	4・7・10・1 月末日

- ※1 平成20年10月1日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、地方法人特別税（国税）が課されます。
- ※2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約75%又は約50%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、一部を除き、本来の税額に約15%加算（バス及びトラック等については、約10%加算）
- ※3 令和6年3月31日までの間に限り次の措置を講じる。
 ①対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録・・・非課税
 ②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録・・・非課税
 ③有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録・・・2分の1軽減
 ※狩猟者登録を申請した日前1年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者
- ※4 一定の要件を満たす低燃費車・低公害車については、軽減。
- ※5 廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉については63,000円